

景観法(平成16年制定)の概要

基本理念

良好な景観は、「国民共有の資産」、「地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」、「保全のみならず新たに創出することを含む」。

都道府県

全て

指定都市

全て

中核市

全て

その他の市町村

都道府県と協議した場合

市町村

景観行政団体 (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

景観計画 (届出・勧告等を行う制度)

1. 建築物の建築等について、行為の制限を定める

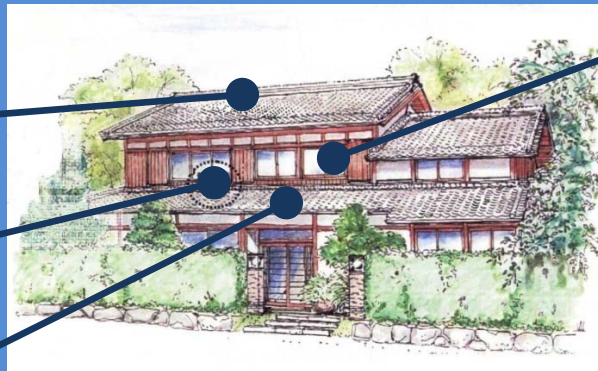
① 形態意匠制限(形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4~5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

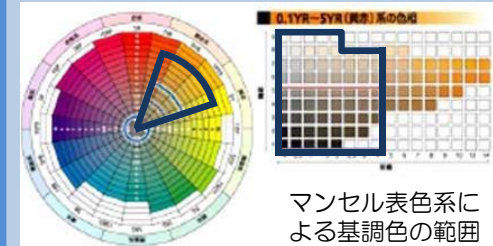
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



景観地区 (都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相(下図参照)又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導

(基準に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

認定制度により実効性確保

建築確認などで実効性確保

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

※都計区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全(現状変更に対する許可制)

建造物



樹木



その他、景観重要公共施設

景観協定、景観整備機構などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進

